

# 令和7年度 第3回 横須賀市文化財専門審議会

## 議 事 録（抄録）

日 時 令和8年（2026年）1月26日（月）

場 所 浦賀奉行所跡・浦賀コミュニティセンター別館学習室

参加者 文化財専門審議会委員 〈敬称略〉

委員長 平田大二 : 地質 神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員

委員 勝山輝男 : 植物 神奈川県立生命の星・地球博物館名誉館員

劔持輝久 : 考古・郷土史 赤星直忠博士文化財資料館館長

正垣孝晴 : 地盤工学・土木史 元防衛大学校教授

瀬谷貴之 : 彫刻 神奈川県立金沢文庫主任学芸員

西川武臣 : 古文書・歴史資料 横浜開港資料館館長

水沼淑子 : 建造物 関東学院大学名誉教授

矢島國雄 : 考古 明治大学名誉教授

（欠席）相澤正彦 : 絵画 成城大学名誉教授

（欠席）安室知 : 民俗 神奈川大学国際日本学部歴史民俗学科教授

事務局 横須賀市教育委員会教育総務部長 古谷久乃

同生涯学習課 課長 杉山賢一、同主査 川本真由美、同主任 磯口健太郎、同担当  
 佐藤佑史

内容 〈敬称略〉

### 1. 視察

- ・浦賀奉行所跡の発掘調査現場

～事務局が現地で調査状況の説明～

事務局 今年度は昨年度と反対側にあたる敷地の南側を中心として調査を実施している。北側の  
 一か所独立している調査区については、昨年度の続きを調査しているトレンチである。

平田 今後、浦賀奉行所跡の敷地はどのように活用するのか。

事務局 公園管理課と調整中であるが、現状はすでに公園である。今後の利活用等を含めた資料  
 収集を兼ねて、昨年度から三年間調査を実施している。

## 2. 報告

### ・高坂貝塚の詳細調査報告

事務局 数年にわたり詳細調査が進められてきた高坂貝塚について、その経緯を事務局より説明したのち、報告の内容を矢島委員・剣持委員よりご説明いただきます。

事務局 高坂貝塚は令和2年度の審議会で、調査が済み、報告もされている遺跡として話があがっていた。

令和3年度の審議会で指定を検討するには、遺跡範囲を確認することが必要となった。

令和4年度の審議会で現地視察を行った後、令和5年度には矢島委員・剣持委員と事務局で遺跡範囲を確認するための検土杖による法面ボーリング調査を実施した。

令和6年度には両委員から、調査を継続している旨と指定候補としての推薦をうけた。

令和7年度には、矢島委員から今年の秋に調査報告書のとりまとめが完成する旨の連絡を受けた。

しかし、第2回の審議会で事務局から報告したように、高坂貝塚は高坂小学校の敷地にあり、横須賀市における小・中学校の教育環境整備がこの先どのように進むかは未定である。ここまでの調査を報告書にまとめていただいたので剣持委員・矢島委員から詳細調査の内容とその価値について報告いただきたい。

### ～矢島委員・剣持委員より報告～

事務局 矢島委員・剣持委員、ありがとうございました。

水沼 前回の審議会でも同じような説明を行ったが、小学校を巡る問題がある中で、指定を先延ばしにするのではなく、指定することで遺跡を守るとというのが文化財専門審議会の立場と私は考える。それについて、事務局としてはどのように考えるのか。こういった事情があるから指定しないではなく、こういった事情があることを見通して指定する。指定を先延ばしにする理由について、明確にもう一度教えていただきたい。

事務局 高坂貝塚について、決して価値を認めないということや、指定を取りやめるというわけではない。タイミングをみて将来的に指定に向けた協議を再開したいと考えている。今回、報告書の作成によって、遺跡の評価もいただいております、協議が再開する際に、ここからスタートをするということになる。

平田 指定に向けて進めてきたことを、また、どのように価値を評価したかを残しておくことが重要である。今後、遺跡が減して無くなるということが起こらないように、その手立てをどのように保証できるか。審議会としては、これは指定に値するという意見は必要になる。

事務局 報告書の中に指定理由書にあたるような部分まで記載いただいている。

平田 審議会は基本、公開である。そうした会議の中で指定の価値があると認められたということは意見として示す必要があると私は思う。最近、こう言った事例が各地域で話題となっている。文化財専門審議会であれば公的な機関であるため、それなりの判断をしていくことが必要と考える。

水沼 現時点では、そういった立場を理解するという事で私の意見は留める。しかし、建造物の立場からすれば、指定されていないことによるデメリットを受けることは多い、価値が共有されないことによって、壊されてしまうということを経験している。審議会でのこの報告書の提出が、その防波堤の役割をするという理解でよいか。

事務局 現地については、小学校ということや埋蔵文化財包蔵地の対象区域であることから、何かしら工事が行われるときは必ず原因者と教育委員会が協議を行うということが法律で定められている。遺跡が失われるということではなく、その価値が伝わっていくようにというのは事務局としても留意していくところである。

閉会